

予定が変更される場合があります。随時各ホームページにてご確認ください。

## 令和3年度静岡県介護支援専門員法定研修の開催予定

No.1

(令和3年3月15日現在)

### ● 静岡県介護支援専門員協会主催の研修

研修名 (研修時間・日数)	開催時期	申込受付期間	対 象	協会ホームページ開催案内掲載時期(予定)	定員 (予定)	問合せ先
専門研修課程Ⅰ (56時間以上・9日)	令和3年6月～ 令和3年8月 (3コース)	令和3年 4月中旬	現に介護支援サービス計画等を作成している介護支援専門員であって、次の①又は②に該当する者 ① 実務就業後6ヶ月以上3年未満の者 ② 実務就業後3年以上の者で、専門研修課程Ⅰを修了していない者(更新研修対象者を除く)	令和3年 4月上旬	153人	静岡県 介護支援 専門員 協会 (TEL 054- 252-9882)
専門研修課程Ⅱ (32時間以上・7日)	令和4年2月～ 令和4年3月 (2コース)	令和3年 10月下旬	現に介護支援サービス計画等を作成している実務就業後3年以上の介護支援専門員であって、次の①又は②に該当する者(更新研修対象者を除く) ① 介護支援専門員証の交付を受けた者で専門研修課程Ⅰの修了者 ② 専門研修課程Ⅱ、更新研修B1又はB2を修了して、介護支援専門員証の更新をした者で、介護支援専門員証の交付後2年を経過している者	令和3年 10月中旬	153人	
実務研修 (87時間以上・20日)	令和3年12月～ 令和4年3月 (2コース)	令和3年 12月中旬 ※右記②の該当者 令和3年 11月上旬	次の①又は②に該当する者 ①令和3年度介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者 ②平成18年度～令和2年度介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者で実務研修を未受講の者	令和3年 10月下旬	180人	
再研修 (54時間以上・11日)	令和3年12月～ 令和4年3月 (2コース)	令和3年 10月上旬	介護支援専門員証の有効期間を満了した者	令和3年 9月中旬	106人	

[研修実施機関] 特定非営利活動法人 静岡県介護支援専門員協会ホームページ: <https://shizuoka-caremane.com/>

**①受講する回及びコースは、研修実施機関が決定します。**

**②オンラインで研修を行います。パソコン・webカメラ・マイク、インターネット環境等を整えてください。**

③介護支援専門員の資格登録地が、他都道府県で、静岡県での受講を希望される場合は、自身の資格登録地に問合せの上、当協会までご相談ください。

● 静岡県介護支援専門員協会主催の研修

研修名 (研修時間・日数)	開催時期	申込受付期間	対 象	協会ホームページ開催 案内掲載時期(予定)	定員 (予定)	問合せ先
更新研修A ＜実務未経験者＞ (54時間以上・11日)	令和3年12月～ 令和4年3月 (2コース)	令和3年 10月上旬	介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者であって、証の交付後実務経験の無い者	令和3年 9月中旬	97人	静岡県 介護支援 専門員 協会 (TEL 054- 252-9882)
更新研修B1 ＜実務経験者＞ (88時間以上・16日)	令和3年6月～ 令和3年10月 (3コース)	令和3年 4月中旬	介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者であって、証の交付後実務経験があり、かつ専門研修課程Iを修了していない者	令和3年 4月上旬	279人	
更新研修B2 ＜実務経験者＞ (32時間以上・7日)	＜第1回＞ 令和3年9月～ 令和3年10月 (4コース)  ＜第2回＞ 令和3年10月～ 令和3年12月 (2コース)  ＜第3回＞ 令和4年2月～ 令和4年3月 (1コース)	令和3年 5月中旬	介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者であって、証の交付後に実務経験があり、 ① 専門研修課程Iの修了者 ② 専門研修課程II、更新研修B1又はB2を修了し、介護支援専門員証の更新をした者	令和3年 5月上旬	720人	

〔研修実施機関〕 特定非営利活動法人 静岡県介護支援専門員協会ホームページ: <https://shizuoka-caremane.com/>

①受講する回及びコースは、研修実施機関が決定します。

②オンラインで研修を行います。パソコン・webカメラ・マイク、インターネット環境等を整えてください。

③介護支援専門員の資格登録地が、他都道府県で、静岡県での受講を希望される場合は、自身の資格登録地に問合せの上、当協会までご相談ください。

令和3年度静岡県介護支援専門員法定研修の開催予定

● 静岡県介護保険課主催の研修

(令和3年3月15日現在)

研修名 (研修時間・日数)	開催回数	開催時期	申込受付期間	対 象	県ホームページに掲載する時期(予定)	定員 (予定)	問合せ先
主任介護支援専門員研修 <sup>注)①②③</sup> (70時間以上・12日)	1	令和3年6月 ～令和4年2月 (4コース)	令和3年 4月上旬	介護支援専門員として業務に従事し、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者 具体的には以下のいずれかに該当し、専門研修課程Ⅰ及びⅡ相当の研修を修了した者 ① 専任の介護支援専門員として通算5年(60か月)以上従事した者 ② ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーで、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算3年以上の者 ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に県内の地域包括支援センターに配置されている者 ④ 専任、兼任を問わず介護支援専門員として従事した期間が通算5年(60か月)以上あり、法定研修の講師、演習指導者を継続的に担当した者	令和3年 3月下旬	200人	静岡県 介護保険課 (TEL 054- 221-2312)
主任介護支援専門員更新研修 <sup>注)②③</sup> (46時間以上・9日)	2	<第1回> 令和3年6月 ～令和3年10月  <第2回> 令和3年10月 ～令和4年2月	令和3年 4月中旬	主任介護支援専門員(更新)研修修了証明書の有効期間中に介護支援専門員の業務に従事した経験を有し、主任介護支援専門員として実践を行っている者。具体的には以下のいずれかに該当する者 ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者 ② 法定外の研修等に年4回以上参加した者 ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において演題発表等の経験がある者 ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー ⑤ 介護支援専門員実務研修の見学実習において実習指導者として指導した者	令和3年 3月下旬	250人	

静岡県介護保険課ホームページ：<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-220/kaigo/index.html>

注) ①主任介護支援専門員研修を修了しても介護支援専門員証の有効期間の更新はできません。

②受講する回及びコースは県が決定します。

③一部、オンライン研修で行います。パソコン・webカメラ・マイク、インターネット環境等を整えてください。